

## 令和2年度総務課契約検査係からのお知らせ事項

### 1. 令和2年度より、入札金額の積算内訳書（レベル3相当まで）の提出を求めます。

田原本町では、従来より、入札時に入札書とあわせて工事費内訳書の提出を求めています。また、それに加えて、令和2年度より、建設業法（昭和24年法律第100号）における「建設工事」の事後審査型一般競争入札又は指名競争入札において、入札の結果落札候補第1位順位者又は落札者と認められた者については、入札日の翌日午後5時までに、入札金額の積算内訳書（レベル3相当まで）の提出を求めます。提出いただく積算内訳書（レベル3相当まで）は、本町が入札公告時、入札通知時又は入札終了時に示した金抜設計書に金額を追記いただいたものとしします。

### 2. 令和2年度より、「測量・建設コンサルタント等」の入札において、最低制限価格を導入します。

田原本町では、「測量・建設コンサルタント等」の入札においては、最低制限価格を設けていませんでしたが、令和2年度より、最低制限価格を設けることとします。また、「建設工事」と同様に、事前に最低制限価格を公表します。

### 3. 令和2年度より、「建設工事」にかかる金入設計書を開示します。

田原本町では、令和2年4月1日以降に契約した「建設工事」について、開示請求がなされた場合、金入設計書を開示します。